

資料編

資料 1. 荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抄）

第 1 章 総則 第 1 節 通則

（荒川区清掃審議会）

第 7 条 一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について調査審議するため、荒川区清掃審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 区長は、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本方針その他の重要事項の決定に当たっては、審議会に諮るものとする。

3 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する

（1）一般廃棄物の減量及び処理の基本方針に関すること。

（2）その他重要な事項に関すること。

4 審議会は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項に関して、区長に意見を述べることができる。

5 審議会は、学識経験者、区議会議員、区民、事業者等のうちから区長が委嘱又は任命する委員 15 人以内をもって組織する。

6 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が定める。

資料 2. 荒川区一般廃棄物処理基本計画について（諮問）

3 荒環清第 2190 号

令和 4 年 3 月 15 日

荒川区清掃審議会会長 様

荒 川 区 長

西 川 太 一 郎

諮 問 趣 旨

荒川区は、荒川区清掃審議会の答申を踏まえ、平成 24 年 3 月、「荒川区一般廃棄物処理基本計画」を 10 か年計画で新たに策定し、本計画の基本理念である「環境区民※による質の高い循環型社会※の構築」の実現に向け、排出抑制の促進、リサイクルの推進、参画と協働体制の推進、適正排出の推進等に取り組んでまいりました。

具体的には、排出抑制に向けた食品ロス※削減の取り組みをはじめ、使用済み小型家電、古布の回収、あらかわリサイクルセンターの開設に合わせた蛍光管、水銀体温計、血圧計、中型家電、廃食油※の回収、不燃ごみ・金属系粗大ごみ資源化等のリサイクルの推進、持ち去り対策等をはじめとする集団回収※の更なる支援、多言語に対応した啓発等、ごみ減量・資源化を積極的に推進してまいりました。

このような施策を行った結果、計画期間中のごみと資源の総排出量は人口増加にも関わらず減少傾向で推移し、総排出量に関する削減目標を達成いたしました。また、区の特徴ともいえる集団回収※については、区民一人当たりの回収量が 17 年連続で 23 区中 1 位となっております。

しかしながら、例えば、食品廃棄物の問題に対応するため令和元年 10 月に食品ロス削減推進法※が施行されたことをはじめ、令和 2 年 10 月には異常気象・温暖化対策として脱炭素宣言がされたほか、令和 3 年 6 月にはプラスチック資源循環促進法が公布される等、清掃・リサイクル事業を取り巻く状況は目まぐるしく変化しております。

令和 4 年度に本計画の計画期間は終了しますが、「環境先進都市あらかわ」の実現を目指し、更なる質の高い循環型社会※の構築に向け、引き続き取り組みを進めていく必要があります。

本諮問は、今後の取り組みの核となる、新たな「荒川区一般廃棄物処理基本計画」の策定に当たり、その基本的な考え方について荒川区清掃審議会に調査・審議をお願いするものです。

資料3. 荒川区清掃審議会答申（内容）

1 計画の策定について

（1） 計画策定の背景

荒川区では、これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動による廃棄物の大量発生等による環境問題への反省から、「最適生産・最適消費・最小廃棄」社会に向けて、区民、事業者および区（環境区民）が一体となり、明確な目標と強い問題意識をもって、持続可能な質の高い循環型社会を構築していくため、様々な施策を実施してきました。

国においては、平成30（2018）年に策定された「第五次環境基本計画」の中で、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方も取り入れ、6つの重点戦略を設定し、様々な観点からイノベーションを創出し、経済的・社会的課題の解決を実現することで、将来に渡り「新たな成長」につなげていくことが提唱されています。それらを踏まえ、平成30（2018）年には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会^{*}形成に向けた7つの中長期的な方向性が示されました。

また、世界的な問題となっている海洋プラスチック汚染の対策については、令和元（2019）年に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和4（2022）年には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み（3R+Renewable）を促進するための基本方針が示されています。

さらに、平成27（2015）年にはCOP21において、令和2（2020）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的な枠組みとして「パリ協定」が採択され、我が国では令和2（2020）年に、内閣総理大臣が所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを表明する等、廃棄物分野では特にプラスチックや食品ロス^{*}削減対策強化による温室効果ガス削減が重要となり、ゼロエミッションに向けた動きが加速しています。

荒川区では、「荒川区一般廃棄物処理基本計画」を平成29（2017）年に中間見直し（以下平成29（2017）年改定の計画を「前計画」という。）を行い、「環境区民による質の高い循環型社会の構築」を基本理念とし、4つの基本方針を定め、重点的な取り組みとして、食品ロス削減事業（荒川もったいない大作戦）の展開、平成28（2016）年にオープンした「あらかわりサイクルセンター」でのびん、缶、トレイ、ペットボトルの資源化の開始、小学生の社会科見学の受入れやリサイクル工房・教室の開催等、循環型社会の構築に向けた取り組みを推進してきました。また、令和2（2020）年から世界的に大流行している新型コロナウイルス感染症の拡大の状況下でも体制維持のため、様々な感染対策を講じ、清掃事業を継続させてきました。

このような状況の下、現行計画で設定した数値目標等の達成状況、社会・経済情勢とともに年々変化するごみや資源の現状を踏まえた排出量・処理量等の将来予測をし、より質の高い循環

型社会の構築に向けた新たな一般廃棄物処理基本計画を策定することとしました。

(2) 計画の位置付け

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、今後の清掃・リサイクル事業の方向性を定めるものです。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づく「食品ロス削減推進計画」を包含し策定するものです。

(3) 計画の期間

この計画は、令和 5（2023）年度から、令和 14（2032）年度までの 10 年間を計画期間とすることが適当と考えます。

なお、5年後の令和 9（2027）年度に、法改正や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 清掃・リサイクル事業の現状

(1) 現状

荒川区では、平成 23 年度に策定し、平成 28 年度に中間見直しを行った「荒川区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量・リサイクル施策に積極的に取り組み、年間の区民 1 人 1 日当たりの総ごみ量は令和 3 年度実績で平成 22 年度と比較し 141 g（17.6％）減少しました。またリサイクル率は平成 22 年度から 2.0 ポイント上昇し、18.4％となっています。

しかし、より質の高い循環型社会の形成のためには、更なるごみの減量と資源化を図っていくことが必要です。

(2) 課題

より質の高い循環型社会の形成のため次の課題解決が重要です。

① 家庭ごみの削減

令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛やテレワークの影響により家庭ごみが増加したように思われます。近年の区民のごみ減量意識の高まりから見ても感染症の影響が落ち着けば再び減少傾向に推移すると考えられますが、地域の中で清掃活動等に尽力してくれている区民の取り組み等に引き続きスポットライトをあてる等、区民全体の意識を向上させる事業を充実していく必要があります。

② 食品ロスの削減

荒川区が令和 3 年度に実施した排出原単位等実態調査によると、家庭の可燃ごみの中に、まだ食べられるのに捨てられているいわゆる食品ロスが 4.5％含まれています。荒川区では、食品ロス削減を推進する施策を実施してきましたが、今後も、引き続き効果的な施策を講じていくことに加え、飲食店へのマイ容器の持参や、ドギーバッグの検討等といった新たな事業展開の検討を進めていく必要があります。

③ 事業系ごみの削減

事業系ごみの中には資源である紙類がまだ多く含まれております。またごみの排出についてもごみ処理券を貼付していない事例もあることから、区内小規模事業所等へのごみの排出抑制や分別、適正なごみ処理券の貼付等に向けた効果的な施策を検討していかなければなりません。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）に係る効果的な普及・啓発を行っていく必要があります。

④ 家庭ごみのリサイクル

家庭の可燃ごみ・不燃ごみの組成調査結果をみても、紙類、繊維類、小型家電等、資源化できるものがまだ多く含まれています。分別を更に促すとともに、あらかじめリサイクルセンターを活用し、区民等の意識を更に向上させる必要があります。

⑤ プラスチックごみ対策

家庭の可燃ごみの中には製品プラスチックが含まれています。荒川区で令和4年3月から実施している廃プラスチックのモデル回収事業の結果を検証するとともに廃プラスチックの資源化拡大への取り組みを進める必要があります。

⑥ 高齢化への対策

荒川区では年々高齢者人口は増加しており、高齢者割合は 20%を超え、高齢者の単身世帯も年々増加傾向で推移しています。高齢者等、ごみ・資源を集積所に出すことが困難な区民に対しての戸別訪問収集等の施策を充実する必要があります。

⑦ 外国の方や転入者等への対応

言葉の壁や文化の違いによりごみの分別方法を把握することが難しい外国の方や、分別方法が異なる区外からの転入者への周知・啓発に一層丁寧に取り組む必要があります。加えて、排出原単位等実態調査からみて排出量が多い集合住宅及び単身世帯も近年増加しており、実態に即した施策を検討していく必要があります。

⑧ 緊急時の対応

今後発生が予測されている首都直下型地震等の災害や、新型コロナウイルス感染症拡大といった様々な緊急事態時であっても、引き続きごみを迅速かつ適正に処理する体制を確保する必要があります。

⑨ 清掃・リサイクル事業の適正な運営

清掃・リサイクル事業に要する経費は、平成 29（2017）年度以降、資源回収品目を増やす等の取り組みもあり、増加傾向にあります。今後も費用対効果を考慮し、AI等のIT技術を活用した収集業務の作業効率化を検討していく必要があります。

また、リチウムイオン電池*等、取扱いに注意を要する廃棄物の適正な排出方法の啓発も進めていく必要があります。

3 基本理念・基本方針

(1) 基本理念

環境区民による質の高い循環型社会の構築へ ～SDGsの達成へみんなで一歩踏み出そう～

平成 27(2015)年の国連サミットにおいて採決された、国際目標であるSDGsの視点から、「食品ロス」は、食料の損失・廃棄の削減が目標に設定され、また「プラスチック」についても、海洋汚染が世界全体の課題となっており、これらごみに関する様々な課題は、SDGsに関連した重要なテーマとなっています。

そこで、新たな計画の基本理念は、現行計画の基本理念である「環境区民による質の高い循環型社会の構築」を目指す区の基本的な考えは引き継ぎ、SDGsの趣旨を踏まえ、現在環境区民が実践してきたことを進めつつ、さらに新しい取り組みや、思っていたことを行動に移したり、これまでやってきたことを人に伝えてみたりといった、環境区民一人ひとりが一歩踏み出し、持続可能な循環型社会を構築していくべきと考えます。

(2) 基本方針

基本理念を実現させるためには、3Rの考え方（ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））に基づいて、環境区民それぞれが協働し、当事者意識をもって、取り組んでいくことが大切です。そのための基本方針として次の3つの基本方針を掲げ、施策や事業を展開していく必要があります。

基本方針Ⅰ リデュース・リユースの推進

リデュース、リユースの取り組みによって排出抑制に努めるとともに、環境区民がごみ減量に積極的に取り組めるよう、環境学習の充実を図りながら、食品ロスの削減についても推進していくことが必要です。

基本方針Ⅱ 質の高いリサイクル

リデュース・リユースの推進を行った上で排出された資源については、コストや環境負荷に配慮しつつリサイクルを推進する必要があります。

基本方針Ⅲ 適正なごみ処理

3Rを推進した上でも排出されたごみについては、区民等のニーズを的確に把握し、区の地域特性を踏まえ、適正に処理することが必要です。また社会の動向に対応したごみ収集を実施するとともに、環境負荷の軽減並びにIT技術の活用による効率化の推進に努める必要があります。

4 計画目標

新たな計画では、基本理念の実現に向けて、ごみ減量・資源化の具体的な数値目標を設定する必要があります。

(1) 個別の数値目標

① 家庭ごみの削減

食品ロスの削減

令和 3 (2021) 年度と比較し、中間年度の令和 9 (2027) 年度には約 10% (令和 3 (2021) 年度比で推定 2.3g 減)、最終年度の令和 14 (2032) 年度には約 20% (令和 3 (2021) 年度比で推定 4.5g 減) の削減を目指す必要があります。

プラスチックごみの削減

令和 3 (2021) 年度と比較し、中間年度の令和 9 (2027) 年度には約 12.5% (令和 3 (2021) 年度比で推定 10.1g 減)、最終年度の令和 14 (2032) 年度には約 25% (令和 3 (2021) 年度比で推定 20.2g 減) の削減を目指す必要があります。

紙類・繊維類の資源化

令和 3 (2021) 年度と比較し、中間年度の令和 9 (2027) 年度には約 12% (令和 3 (2021) 年度比で推定 5.7g 減)、最終年度の令和 14 (2032) 年度には約 24% (令和 3 (2021) 年度比で推定 11.3g 減) の資源化を目指す必要があります。

その他のごみの削減

令和 3 (2021) 年度と比較し、中間年度の令和 9 (2027) 年度には約 7% (令和 3 (2021) 年度比で推定 24.6g 減)、最終年度の令和 14 (2032) 年度には約 14% (令和 3 (2021) 年度比で推定 49.2g 減) の削減を目指す必要があります。

② 事業系ごみの削減

資源となる紙類の資源化

令和 3 (2021) 年度と比較し、中間年度の令和 9 (2027) 年度には約 5% (令和 3 (2021) 年度比で推定 0.3g 減)、最終年度の令和 14 (2032) 年度には約 10% (令和 3 (2021) 年度比で推定 0.7g 減) の資源化を目指す必要があります。

資源となる紙類以外のごみの削減

令和 3 (2021) 年度と比較し、中間年度の令和 9 (2027) 年度には約 3% (令和 3 (2021) 年度比で推定 3.4g 減)、最終年度の令和 14 (2032) 年度には約 6% (令和 3 (2021) 年度比で推定 6.7g 減) の削減を目指す必要があります。

(2) 総排出量・総ごみ量の目標数値

① 総排出量

指 標

区民 1 人 1 日当たりの総排出量 (総ごみ量 + 資源回収量)

現行計画の達成状況

平成 22 年度 960 g ➡ [実績] 令和 3 年度 783 g (▲177 g)

目標値

令和 14 年度までに、区民 1 人 1 日当たりの総排出量を 97 g（12.4％）削減（令和 3 年度比）

②総ごみ量

指 標

区民 1 人 1 日当たりの総ごみ量

現行計画の達成状況

平成 22 年度 800 g ➡〔実績〕 令和 3 年度 659 g（▲141 g）

目標値

令和 14 年度までに、区民 1 人 1 日当たりの総ごみ量を 95 g（14.4％）削減（令和 3 年度比）

③リサイクル率

指 標

リサイクル率（資源回収量÷総排出量×100）

現行計画の達成状況

平成 22 年度 16.4％ ➡〔実績〕 令和 3 年度 18.4％（+2.0 ポイント）

目標値

令和 14 年度までに、リサイクル率を 20.4％に向上

5 食品ロス削減推進計画

（1） 基本事項

① 計画策定の趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。国連食糧農業機関（FAO）の報告によると、世界の食品廃棄量は年間約 13 億 t と推計され、消費のために生産された食料の 3 分の 1 が廃棄されています。また、平成 27（2015）年 9 月に国連サミットで採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダに基づく持続可能な開発目標（SDGs）でも、「目標 12.つくる責任つかう責任」において、食料廃棄の半減が重要な柱として位置づけられています。

日本国内では、食料を海外からの輸入に大きく依存しており、令和 2（2020）年度の食料自給率（カロリーベース）は 37％となっています。また、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品ロスは約 522 万 t（令和 2（2020）年度推計値）発生しており、そのうち家庭からは約半分の 247 万 t 発生しています。

以上のように、国内においては、大量の食品ロスが発生している状況に加えて、食料を海外からの輸入に依存する割合が大きいことから、食料自給率を上げていくこととともに、SDGs の観点からも食品ロスの削減が重要な課題となっています。

このようなことから、国では、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元（2019）年 5 月に食品ロスの削減の推進に

関する法律（令和元（2019）年法律第 19 号）を制定し、同年 10 月 1 日に施行されました。また、東京都においても、事業者、消費者等の多様な主体と連携し、食品ロス削減の取り組みを総合的かつ効果的に推進するため「東京都食品ロス削減推進計画」を令和 3（2021）年 3 月に策定しています。

荒川区では、食品ロスの削減に向けた取り組みは現行計画においても、啓発活動やもったいないレシピのアイデア募集等を重点的な取り組みとして位置づけ、取り組みを進めてきましたが、区の食品ロス削減の取り組みをより一層充実させ、総合的かつ計画的に推進するため「荒川区食品ロス削減推進計画」を新たに策定する必要があります。

② 計画の位置付け

食品ロス削減推進計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づき策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置づけられた計画です。

③ 食品ロス削減の考え方

荒川区で一般廃棄物の処理に要した令和 2（2020）年度の費用は 32 億 6 千万円となっており、社会的コストや家計負担を軽減する観点からも貴重な食料資源の無駄をなくしていくことが重要です。

そのため、区民、事業者、行政の各主体は、生産から消費に至るまでのあらゆる段階から様々な形で食品ロスが発生していることを意識した上で、廃棄物削減における 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を基本に、まず、食品ロスを発生させない、発生しているものを減らしていく発生抑制（リデュース）を最優先に取り組むことが重要となります。

また、様々な理由で不要となった食品についても安易に廃棄せず、できるだけ食品として有効活用（リユース）し、それでもやむを得ず発生する食品ロスについては飼料化や肥料化等の再生利用（リサイクル）に努めていくことが必要です。

（2） 方針・目標

① 基本方針

一般廃棄物処理基本計画の基本理念は、「環境区民による質の高い循環型社会の構築」としており、本計画でも同様に区民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、協働して取り組み、食品ロスの削減を通じて循環型社会の実現を目指す必要があります。その実現のため次の 2 つを食品ロス削減推進の基本方針として掲げ取り組んでいくことが重要です。

I. リデュースを最優先とした食品ロス削減に向けた取り組み

II. リユースとリサイクルを推進する取り組み

② 計画目標

東京都の目標と同様、荒川区でも毎年 2%減で 10 年後の令和 14（2032）年度で 20%減を目指す必要があります。

指 標

区民 1 人 1 日当たりの食品ロス発生量

現在の食品ロス発生量

令和 3 年度 22.6 g

目標値

令和 14 年度までに、区民 1 人 1 日当たりの食品ロス発生量を 4.5 g（20％）削減（令和 3 年度比）

③ 具体的な施策（食品ロス削減）

● 教育及び学習の振興、普及活動

区民が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、自発的に取り組むことを促進するよう、家庭における食品ロスの削減に向けた知識の普及や、幅広い世代に向けた啓発を推進することが必要です。

● 食品の関連事業者等の取り組みに対する支援

食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロスの削減の効率的な推進を図るため、食品関連事業者（特に飲食店や小売店）と相互に連携し、取り組みを支援していくことが必要です。

● 先進的な取り組みの情報収集及び提供

国や東京都等からの先進的な取り組み事例の情報提供を行っていくとともに、ICT 等の新技術活用による取り組みを推進することが必要です。

● 未利用食品等を提供するための活動の支援等

フードドライブ活動等は、食品ロスの削減に大きく寄与することからも、その活動を広く紹介し、理解を深めるための啓発を実施することで活動を推進し、取り組みを支援していくことが必要です。

6 目標達成に向けた施策

基本方針 1 リデュース・リユースの推進

現行計画の考え方を引き継ぎ、ごみ減量のために、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の取り組みによって排出抑制に努めていくことが求められます。また、区民がごみ減量に積極的に取り組めるよう、環境学習*の充実を図るとともに食品ロスの削減を推進していくことが必要です。

施策（１）環境学習の強化

区民がごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）に積極的に取り組めるよう、あらかわりサイクルセンターや区民が楽しめるイベントを活用しながら、環境学習を充実させ、環境に対する意識の向上を図っていくことが重要です。特に未来を担う子どもに対しては学校や地域との連携や子ども向けパンフレット等を通して、その推進を図っていくことが必要です。

施策（２）食品ロスの削減

食品ロスの削減に関しては、食品ロス削減推進計画に準拠します。

施策（３）家庭ごみ・事業系ごみの削減

家庭ごみ削減にあたっては、生ごみの減量を図るため、家庭用生ごみ処理機等の助成制度等を継続するとともに、水切り等の啓発活動の充実に努めることが重要です。また家庭ごみ有料化の導入についても効果や課題を調査研究し検討を進める必要があります。

事業系ごみの削減にあたっては、資源化できる仕組みづくりの検討や資源化可能物の処理方法の情報発信等を行い、できる限り焼却処理は行わない方向性を検討していくことが必要です。

施策（４）再使用（リユース）の推進

フリーマーケットや再使用（リユース）の講座の開催、不用品情報交換制度等を引き続き実施するとともに、参考となる他の自治体やNPO 法人等の取り組みを紹介し、再使用（リユース）に係る事業を推進していくことが必要です。

基本方針２ 質の高いリサイクル

リデュース・リユースの推進を行った上で排出されたごみについては、コストや環境負荷に配慮しつつイサイクルを推進していくことが求められます。具体的にはプラスチックの資源循環を推進していくとともに、粗大ごみ・不燃ごみの資源化、あらかわリサイクルセンターの活用等、様々なリサイクル施策を実施していくことが必要です。

施策（１）プラスチック資源循環の推進

海洋プラスチックごみ問題は世界的かつ喫緊の課題であり、またプラスチックごみ焼却に伴う温室効果ガスの問題等もあり、今後はプラスチックごみの削減に向けた取り組みを拡大していかなければなりません。現在荒川区で実施している廃プラスチックのモデル回収事業の検証を踏まえた廃プラスチックの資源化拡大への取り組み、事業者と連携したプラスチックごみ減少の推進、プラスチックごみ削減に向けた啓発の強化等、なるべくプラスチックごみを出さないライフスタイルへの転換を図っていく必要があります。

施策（２）資源回収方法の充実

荒川区が回収する不燃・粗大ごみからの資源回収を引き続き実施していくことに加え、小型家電や廃食油等の資源回収方法の拡充を検討していく必要があります。

また、町会等が主体となって実施している集団回収が主体的かつ持続可能なものとなるよう支援を行うことが必要です。

施策（３）資源化の更なる徹底

現在まだ分別回収を行っていないリサイクル可能な品目の回収拡大を検討することに加え、民間のリサイクル事業者との連携を図ることが重要です。

また、区民に対してごみ・資源の分別やリサイクルの方法等の情報を多様な方法によりの確に伝えることで、効果的な普及啓発に努めていくことが必要です。

施策（４）事業系ごみのリサイクルの推進

事業者が排出する紙類を資源として回収するエコノミックリサイクル利用の周知や、事業者の自主的なリサイクルシステムの構築に働きかけていくことが重要です。

基本方針3 適正なごみ処理

3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進した上で排出されたごみについては、区民等のニーズを的確に把握し、地域特性を踏まえ効率的かつ効果的な分別収集体制の整備を図らなければなりません。また、高齢化の進展や単身世帯・外国の方の増加といった社会の動向に対応したごみ収集を実施し、あわせて、ごみ収集の実施においては、環境負荷の軽減並びにＩＴ化の推進に努めていく必要があります。

施策（１）区民・事業者・行政の相互理解と協力体制の構築

計画目標を達成するためには、区民・事業者・区の環境区民がそれぞれの役割を担う協働体制を推進し、情報交流を図りながら連携していく必要があります。

区民や事業者に効果的に啓発できる情報提供の充実を図り、3Rリーダー等を養成し、双方向の情報交換を進めていくことが大切です。

また、事業者へは責任ある製品づくりだけでなく、不用になった製品の自主回収の充実に努めるように求めていくとともに、事業系ごみの適正な排出について助言・指導を図っていくことが必要です。

施策（２）清掃・リサイクル情報の「見える化」の促進

ごみ減量・リサイクルに関する取り組みをより一層推進していくに当たり、優れた取り組みを行っている事業者等を紹介していくことが大切です。

また、「見える化」のため、ごみ量や清掃・リサイクル事業に係る経費や取り組み等について、分かりやすく示していく必要があります。

施策（３）清掃事業の適正な運営

効率的かつ効果的な分別収集体制の整備を図り、高齢化の進展や排出されるごみ・資源の変化等といった社会の動向にも対応したごみ収集を、ＩＴ技術活用も検討しながら、実施していく必要があります。

また、大規模災害発災時の災害廃棄物処理対策の充実や、感染症発生時の安定的・継続的な収集・運搬体制の構築を図ることが重要です。

7 計画の推進に向けて

（１）推進体制

基本理念の実現に向けて、3つの基本方針に基づき、各施策を区民・事業者・区による環境区民が協働により推進し、より質の高い循環型社会の構築に向けて目標の達成を目指していく必要があります。

① 環境区民の役割

区民の役割

区民は主に次の役割が求められます。

- ・ごみや資源の排出のルール・マナーの遵守
- ・ごみの排出抑制や再使用（リデュース・リユース）の意識
- ・荒川区の地域特性であるボランティア精神を活かした「集団回収※」の実施

事業者の役割

事業者は主に次の役割が求められます。

- ・排出事業者責任※に基づく適正処理
- ・ごみの排出抑制やリサイクルの更なる推進

区の役割

区は主に次の役割が求められます。

- ・地域との連携
- ・ごみ減量やリサイクル推進に関する啓発活動
- ・あらかわりサイクルセンターの活用
- ・荒川区リサイクル事業協同組合との協働
- ・他の計画（荒川区地球温暖化対策実行計画等）を意識した事業展開
- ・国や東京都に対しての制度改善等に関する働きかけ

② 荒川区清掃審議会

区長の附属機関であり、学識経験者、区議会議員、区民、事業者等で構成される荒川区清掃審議会は、引き続き、今後の清掃・リサイクル行政を進める上での重要な事項について調査・審議を行っていきます。また荒川区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況を管理し、施策の推進に当たっていく必要があります。

（２） 計画の進捗管理

P D C A サイクル（計画・実施・評価・改善見直し）を適切かつ効果的に運用し、継続的・段階的に効果を検証しつつ改善を図りながら計画を発展的に実施していく必要があります。

進捗状況を管理するために、「計画目標」に加え、具体的な数値目標は設定しないが定期的に推移を把握するための「モニター指標」を用いて、これらの結果を評価し、課題をまとめていくことが重要です。

※「モニター指標」における指標は「ごみ量に関する指標」「廃プラスチック回収量に関する指標」「コストに関する指標」「区民の意識に関する指標」を使用。

資料4. 荒川区清掃審議会 委員名簿 (任期:令和2年12月1日～令和5年3月31日の間)

区分	氏名	現在の職業又は役職 (任期)
学 識 経験者	会長 崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー (令和2年12月1日～)
	副会長 小野田 弘士	早稲田大学大学院 環境・エネルギー研究科教授 (令和2年12月1日～)
区議会 議員	横山 幸次	荒川区議会議員 (令和2年12月1日～令和4年5月27日)
	宮本 舜馬	荒川区議会議員 (令和2年12月1日～令和4年5月27日)
	松田 智子	荒川区議会議員 (令和2年12月1日～)
	土橋 圭子	荒川区議会議員 (令和3年5月25日～令和4年5月27日)
	茂木 弘	荒川区議会議員 (令和3年5月25日～令和4年5月27日)
	志村 博司	荒川区議会議員 (令和4年5月27日～)
	明戸 真弓美	荒川区議会議員 (令和4年5月27日～)
	北村 綾子	荒川区議会議員 (令和4年5月27日～)
	小坂 英二	荒川区議会議員 (令和4年5月27日～)
区民・ 事業者	戸叶 修	荒川区環境清掃推進連絡会副会長 南千住西部町会連合会会長 (令和2年12月1日～)
	大久保 信隆	荒川区リサイクル事業協同組合理事長 (令和2年12月1日～)
	鈴木 誠一	荒川区商店街連合会日暮里銀座交友会会長代理 (令和2年12月1日～令和4年6月9日)
	岡本 宮雄	荒川区商店街連合会副会長 (令和4年6月30日～)
	小嶋 慎吾	東京青年会議所荒川区委員会委員 (令和2年12月1日～令和4年11月30日)
	出島 康佑	東京青年会議所荒川区委員会副委員長 (令和4年12月1日～)
	湯田 啓一	東京商工会議所荒川支部副会長 (令和2年12月1日～令和4年11月30日)
	石川 幸男	東京商工会議所荒川支部工業分科会長 (令和4年12月1日～)
	横山 しげ子	荒川区女性団体の会副会長 (令和2年12月1日～)
	和田 美奈子	区民委員 (公募) (令和2年12月1日～)
区職員	佐藤 安夫	副区長 (令和2年12月1日～)

注 1:任期は、荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例により、2 年間（委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間）とする。

注 2:区議会議員委員は年に 1 度の改選を行っている。

資料5. 審議経過

(1) 荒川区清掃審議会

回数	開催日	審議内容
第1回	令和4(2022)年 3月15日	●諮問 ●これまでのごみ減量とリサイクルの取り組み状況について ●プラスチック回収事業について ●ごみ排出原単位等実態調査※の結果について
第2回	令和4(2022)年 6月23日	●課題の検討 ●数値目標の検討 ●主要事業の検討 ●計画骨子案の審議
第3回	令和4(2022)年 8月22日～9月8日 (書面開催)	●荒川区一般廃棄物処理基本計画の策定に関する基本的な考え方について(素案)
第4回	令和4(2022)年 10月25日	●荒川区一般廃棄物処理基本計画の策定に関する基本的な考え方について(答申案)
第5回	令和5(2023)年 1月20日～1月31日 (書面開催)	●荒川区一般廃棄物処理基本計画の策定に関する基本的な考え方について(答申)

(2) パブリックコメント

①実施期間

令和4(2022)年12月7日～21日

②意見提出者数及び意見総数

14名(37件)

資料 6. 前計画の個別施策の状況

※◎は重点施策

基本方針 1 排出抑制の促進			
施策① 家庭ごみの削減			
		施策	取り組み内容
◎	1	食品ロス※削減に向けた周知の徹底（区民向け）	10 月の「食品ロス※削減月間」に、食品ロス※削減に関するイベント等を集中的に実施することによる機運の醸成
◎	2	もったいないレシピ※・ごみ減量アイデア募集	区HPでもったいないレシピ※を募集
◎	3	生ごみ減量の普及啓発（生ごみの水切りの徹底等）	各イベントや区報等により水切りの徹底、生ごみ処理機※の購入助成活用等の呼びかけを実施
	4	フードドライブ※の実施	フードドライブ※のイベント実施に加え、常設窓口を24 か所に拡大
	5	家庭ごみの有料化の検討	実施に係る課題等の検討
施策② 事業系ごみの削減			
		施策	取り組み内容
◎	6	食品ロス※削減に向けた周知の徹底（事業者向け）	もったいない協力店への登録の呼びかけ
◎	7	もったいない協力店の募集	区HPや啓発用リーフレットでの啓発の実施 電子申請での受付 下町・花フェス等、他のイベントへ参加している店舗への声掛け
	8	事業者への更なる働きかけ（環境に優しい製品の販売やリターナブル容器の使用等）	フードバンク活動への寄贈
	9	荒川区役所環境配慮率先行動プランの実施	「荒川区役所エコアクティブプラン※」を策定し、本プランに基づき、区の事務事業全般における環境配慮の取り組みを実施
施策③ 再使用（リユース）※の推進			
		施策	取り組み内容
	10	フリーマーケット等による再使用（リユース）※の取り組み	フリーマーケットや家具のリユースに加え、ベビーグッズ、食器及び、絵本のリユースを実施
	11	マイバッグ・マイはし・マイボトルの利用促進	区HP等で周知
	12	再使用（リユース）※の講座の開催	アルミ缶やびん等を用いた工房をリサイクルセンターで実施
	13	再使用（リユース）※ショップの紹介	書籍、ゲーム、きものを取扱う6 店舗を区HPに掲載
	14	不用品情報交換制度の実施	ゆずります情報「リサイクルひろば」を定期的に発行、区有施設に掲示し、区HPに掲載
	15	家具の再使用事業の実施	イベントにおいて実施
	16	再使用（リユース）※の普及に向けたリーフレットの作成	子ども向けの清掃リサイクル啓発冊子「はじめよう！わたしたちにもできること」を作成、小学4 年生に配付
	17	修理（リペア）等の新たなRの普及啓発	リフューズ、リペア、レンタル、リフォームの推進を区HPに掲載
基本方針 2 リサイクルの推進			
施策① 資源回収方法の拡充			
		施策	取り組み内容
◎	18	新たな資源回収に向けた取り組みの実施（不燃ごみに含まれる資源）	平成 30 年度から不燃ごみの全量資源化を実施
◎	19	新たな資源回収に向けた取り組みの実施（粗	平成 29 年度から金属系粗大ごみの全量資源化を実施

		大ごみに含まれる資源)	
	20	資源回収方法の拡充(中型家電及び小型家電)	平成28年10月から中型家電(一辺が50cm以下)の受入れを開始
	21	資源回収方法の拡充(蛍光灯・廃食油※その他)	平成28年度から光管・廃食油※等の受入れを開始
	22	資源回収方法の検討(プラスチック製容器包装類等)	集団回収※では平成30年7月から有色トレイを回収品目に追加
施策② 資源化の更なる徹底			
		施策	取り組み内容
	23	資源化の更なる徹底に向けた取り組みの実施(紙製容器包装類等その他紙リサイクル)	古紙の1分類として、雑がみの回収を実施 区HPや冊子において掲載し周知
	24	資源化の更なる徹底に向けた取り組みの実施(古布)	集団回収※では平成27年度から古布を回収品目に追加 区HPや冊子において掲載し周知
	25	資源化の更なる徹底に向けた取り組みの実施(びん・缶類)	区HPや冊子において掲載し周知
◎	26	あらかわりサイクルセンターの運営	平成28年10月開設・事業開始
	27	資源持ち去り対策の支援	平成30年10月に条例を改正し、資源の持ち去り行為に罰則(過料)を追加 警察と連携し、回収拠点での張り込みや早朝のパトロールを実施
施策③ 事業系リサイクルの推進			
		施策	取り組み内容
	28	事業者への更なる働きかけ(紙ごみの減量及び古紙リサイクルの周知)	区HPや冊子において掲載し周知
	29	事業系資源のリサイクルの促進	区HPや冊子において掲載し周知
	30	インクカートリッジ等民間リサイクルの周知強化	区HPや冊子において掲載し周知
基本方針3 参画と協働体制の推進			
施策① 未来につながる環境教育・環境学習			
		施策	取り組み内容
◎	31	園児や小学生を対象とした食育や食品ロス※削減のための啓発活動	リサイクルセンター見学の園児に食品ロス※削減を紙芝居で説明
◎	32	あらかわりサイクルセンターにおける環境学習の実施	工作教室、エコフェスタ&リサイクルフェスタの実施
◎	33	区民が楽しみながら取り組める普及啓発事業の導入	アルミ缶やびん等を用いたリサイクル工房の実施
◎	34	小学生への環境教育・環境学習の更なる充実	平成29年度から区立小学校全校の4年生を対象にリサイクルセンターでの社会科見学の受入れを実施(年間約1,500名)
◎	35	体験型学習等の推進	リサイクルセンター見学通路に中間処理された資源の実物を展示
施策② 地域に根差した参画と協働の推進			
		施策	取り組み内容
	36	3R※リーダーの養成講座の実施	平成29年度にリサイクルセンターにて「3R※セミナー」を開催。受講者は、リコメンドリリーダーとしてイベントで区民への啓発活動を実施 令和元年度は、「清掃事業基礎知識講座」として、清掃・リサイクル事業の歴史から最新情報まで講座を実施(約20名)
	37	3R※リーダーとの協働(ごみ減量・リサイクル事業普及啓発)	(同上、取り組みは講座実施まで)
	38	環境・リサイクル活動団体等との協働	リサイクルセンターの見学受入れの実施
	39	あらかわエコセンター・あらかわりサイクルセンターを活用した情報発信	リサイクル工房や各種事業等の相互による周知

	40	3R※行動会議の実施	実施に係る課題等の検討
施策③ 清掃・リサイクル情報の「見える化」			
		施策	取り組み内容
	41	優良な事業用大規模建築物所有者の紹介等	実施に向け検討
	42	ごみ減量やリサイクル等に積極的に取り組む事業者の紹介（もったいない協力店等）	「あら！もったいない協力店※」登録店舗について、飲食店は103店舗、小売店は51店舗を区HPで紹介
	43	修理店の紹介等	実施に係る課題等の検討
	44	ごみ量や経費等の情報の更なる「見える化」	ごみ処理経費やごみに混入している割合等を区報等で周知
	45	東京二十三区清掃一組の情報の「見える化」	ごみ・資源の流れにける当該組織の役割を区HPや冊子等に掲載し周知
	46	最終処分場の現状に関する情報の「見える化」	区HPや冊子等において掲載し周知
基本方針4 適正排出の推進			
施策① 清掃事業の適正な運営			
		施策	取り組み内容
	47	清掃事業の適正な運営	安定的に清掃事業が運営できるよう作業員及び車両を適正に管理運営
	48	収集ルートの見直し	増加するごみの集積所に対し、効率的な収集ルートに適宜見直し
◎	49	取扱いに注意を要する廃棄物の拠点回収※等の実施（水銀体温計等）	蛍光管、水銀体温計等の水銀含有物について、区内の公共施設11か所の拠点で回収しているほか、環境清掃部主催のイベントにおいても回収を実施
	50	取扱いに注意を要する廃棄物の適正な処分方法の周知	タイヤや消火器等適正な処理が困難な廃棄物、医療系ごみや水銀等の人体や環境に深刻な影響を及ぼすおそれがある廃棄物については、適正な処理方法を冊子、区HPで紹介
◎	51	災害廃棄物処理計画の策定	R元年度に首都直下型地震等の災害発生時の災害廃棄物（がれき・し尿等）を適正かつ迅速に処理するための、災害廃棄物等処理方針を策定。対象の災害について、風水害と新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を要する時期を追加し改定
施策② 家庭ごみの適正排出の推進			
		施策	取り組み内容
	52	地域による見守りが必要な方への取り組み（区による戸別訪問収集）	要綱に基づき、可燃・不燃・粗大ごみの個別訪問による収集を実施
	53	地域による見守りが必要な方への取り組み（地域の方々の温かい取り組みへの見守り）	実施に係る課題等の検討
	54	地域との繋がりがあまりない区民へのPR促進	ごみの集積所の掲示を分かりやすく表現し周知の促進を実施
	55	多言語への対応（イラストを効果的に使用したパンフレット作成等）	転入者、外国の方等に対して、チラシ等でイラストや写真、9か国語を用いてごみや資源の正しい出し方、分別方法を周知
	56	転入者への周知促進（不動産事業者等への協力依頼）	新築マンション等の完了検査の際、転入者へのごみ・資源の排出方法の周知について、不動産事業者等へ依頼
◎	57	ふれあい指導※の実施	適宜、不適物排出の指導を実施
施策③ 事業系ごみの適正排出の推進			
		施策	取り組み内容
◎	57	ふれあい指導※の実施（再掲）	適宜、不適物排出の指導を実施
◎	58	適正排出に向けた更なる指導の強化（事業系ごみ排出者の登録制度の導入等）	事業系資源排出者の登録制度実施

資料 7. 用語集

あ行

荒川区災害廃棄物等処理方針（P54）

発災後の災害廃棄物等を迅速かつ適正に処理することや、廃棄物等に起因する初期の混乱を最小限にとどめ、一日も早い災害復旧・復興に資することを目的に策定した方針。

荒川区役所エコアクティブプラン（P53 ほか）

地球温暖化防止や資源の有効活用等、地球環境への負荷を軽減するための行動を、区が率先して行うことを定め、区が平成 30（2018）年 3 月に策定。

荒川もったいない大作戦（P1 ほか）

平成 28 年度より開始した、食品ロス（食べることができたのに捨てられてしまう食品）を減らすための取り組み。小学生向けパンフレットの配付、保育園・幼稚園向け紙芝居の作成、本事業の趣旨に賛同し食品ロス削減に取り組む事業者（あら！もったいない協力店）の募集等を行っている。

あら！もったいない協力店（P36 ほか）

荒川区内で食品ロス削減に取り組む飲食店及び食事を提供する宿泊施設等の事業者。小盛メニューの提供や、料理提供時食べ切りの声掛け、食べ切りの啓発、未使用食品を廃棄しない取り組み等を行っている飲食店を募集し、区報や区ホームページ等での PR や、協力店ステッカーの配付等を行う。

あわせ産廃（P5）

区市町村等が必要性を認めた場合に、一般廃棄物とあわせて処理することが許される産業廃棄物のこと。通常の産業廃棄物とは異なり、本計画の対象範囲に含まれる。

一般社団法人 JBRC（P54）

小型充電式電池メーカーや同電池の使用機器メーカー、それらの輸入事業者等を会員とし、会員の小型充電式電池のリサイクル活動を共同で行う団体。

JBRC に登録された全国の協力店、協力自治体、協力事業者等の排出者から、小型充電式電池を回収し、再資源化を推進している。

一般廃棄物（P5 ほか）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物の 2 つに分類している。一般廃棄物とは「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。具体的には主に家庭から排出される生ごみ、粗大ごみ、し尿や事業所から排出される産業廃棄物（法令でその事業者が処理することを義務付けられている燃え殻・汚泥・廃油・廃プラスチック類・ゴムくず等の 20 品目）以外の廃棄物をいう。

一般廃棄物処理基本計画（P1 ほか）

廃棄物処理法第 6 条では、「市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（発生量及び処理量の見込み、排出の抑制のための方策に関する事項等）を定めなければならない」と規定されている。

エコミックリサイクル（P51）

東京商工会議所荒川支部が実施している事業者向けの古紙リサイクルシステム。コピー用紙、新聞紙、段ボール、その他紙製容器包装等を安価な金額で回収し、資源を有効活用している。

か行

拡大生産者責任制度（P2 ほか）

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方のこと。

家庭ごみ(区収集ごみ)（P15 ほか）

本計画では、「区が収集する 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ」を指して「家庭ごみ（区収集ごみ）」として表現しています。区が収集する小規模事業者の排出するごみも一部含まれます。

紙製容器包装類

リサイクルできる紙類のうち、雑誌や新聞・段ボール・アルミ不使用の飲料用紙容器（牛乳パック等）を除いたもの。紙袋・お菓子等の紙箱・包装紙等がある。

カレット

空きびんを砕き、ガラスびんの原料として再利用したもの。現在利用率が約 80%に達している。天然資源の節約や原料のガラス溶解炉で溶融時間減少により、原料を 100%カレットにした場合、約 25%のCO₂の排出量が削減できる。

環境学習（P27 ほか）

環境学習という言葉は、環境とそれに関わる様々な課題についての学びを指して広く使われています。本計画では、主に清掃・リサイクル事業に関する啓発事業全般を「環境学習」として表現しています。

環境区民（P1 ほか）

良好な環境の創造や保全等に主体的に取り組む「区民・事業者・区」の総称のことをいう。

許可業者（P15 ほか）

廃棄物処理法では、廃棄物の処理業を行おうとする者は、その区域を管轄する市区町村長または都道府県知事の許可を受けなければならないこととされている。本計画では、主に一般廃棄物の処理において許可を受けている者をいう。

拠点回収（P13 ほか）

公共施設等、利用頻度が高い場所に回収拠点を設け、そこで資源を回収する方法。

回収場所に設置された容器（回収ボックス、コンテナ等）に、排出者が対象の資源を持ち込む。集められた資源は区が回収し、リサイクルする。

ケミカルリサイクル

化学反応により、ガス化、油化、高炉原料化等で利用するリサイクル方法。

小型家電リサイクル法

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。

子どもの居場所・子ども食堂（P36 ほか）

子どもの居場所事業

支援が必要な子どもを対象に居場所を提供し、食事の提供や学習支援等の活動を通して、子どもが将来に希望を持てるよう支援することを目的とした区の事業。

子ども食堂事業

子どもとその保護者を対象に、身近な地域で食事を通して交流する場を提供することを目的とした区の事業。

ごみ排出原単位等実態調査（P17 ほか）

区民・事業者のごみ減量化・リサイクルに関する意識や取り組み状況を把握し「荒川区一般廃棄物処理基本計画」の改定及びごみの排出指導、普及啓発活動、リサイクル事業等、今後の具体的施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とした調査。

排出されたごみや資源を回収し組成分析を行うとともに、意識等調査としてアンケートを実施する。

さ行

再資源化(リサイクル)（P21 ほか）

廃棄物となったものの全部又は一部を、もう一度資源として生かして使うこと。例えば、古紙等資源回収に出したり、再生品を使ったりすること。

再使用(リユース)（P21 ほか）

いったん使用された製品や容器等を捨てずに再び使うこと。または製品の一部を部品やその他の製品の一部として使用すること。

サーマルリサイクル（P24）

熱回収ともいい、廃プラスチック等を焼却させることにより発生する熱エネルギーを回収する方法。回収されたエネルギーは、発電や冷暖房及び温水等の熱源として利用する。

3010 運動(サンマルイチマルうんどう)（P43）

会食や宴会等で乾杯後の 30 分間と、閉会前の 10 分間は席を立たずに料理を楽しむことにより、食べ残しを減らす運動。

事業系ごみ(持込ごみ) (P15 ほか)

本計画では、「事業者が自ら又は許可業者に委託し清掃工場等に搬入するごみ等(持込ごみ)」を指して「事業系ごみ(持込ごみ)」として表現しています。区収集ごみとして小規模事業者が排出したごみは含まれません。

集団回収(事業) (P15 ほか)

資源の回収に関し、町会が主体となった自主的な集団回収を区が支援する仕組みのこと。

循環型社会 (P1 ほか)

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。

まずは製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。

循環型社会形成推進基本計画 (P1)

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされ、平成30(2018)年5月に第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定された。

食品リサイクル法 (P23)

正式名称は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律。趣旨は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進する。

食品ロス (P1 ほか)

食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。令和3年度の区民の食品ロス量は22.6g/人・日。

【計算方法】家庭ごみ(区収集ごみ)のうちの可燃ごみ量…501.9g

上記可燃ごみ量の食品ロス割合(ごみ排出原単位等実態調査)…4.5%

$501.9g \times 4.5\% \div 22.6g$

食品ロス削減推進計画 (P4 ほか)

区の食品ロス削減の取り組みを一層充実させ、総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。

食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項において、当該市町村の区域内における「食品ロス削減推進計画」を定めるよう努めなければならないことが記載されている。

食品ロスの削減の推進に関する法律 (P4 ほか)

(略称：食品ロス削減推進法)

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律。令和元年(2019)5月公布、同年10月施行。

3R(スリーアール) (P1 ほか)

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年）では、循環型社会の実現に向けた、市民・事業者・行政の三者が協力して、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方を表すもの。発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再資源化（Recycle：リサイクル）の頭文字をとって、3Rとしている。

水平リサイクル (P24)

ペットボトルからペットボトルへのリサイクル等、使用済み製品を同一種類の製品へとリサイクルすること。

ゼロエミッション東京戦略 (P3 ほか)

2050 年に CO₂ 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、その実現に向けたビジョンと具体的な取り組み・ロードマップをまとめ、令和元（2019）年 12 月に東京都が策定した戦略。

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会 (P39 ほか)

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する普通地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進することで、3Rを進めていくとともに、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワークのこと。

た行

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎や選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らしたり再資源化を行うことで、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

回収した資源については、圧縮・破碎・梱包等を行い、資源の堆積と重量を減らし、再資源化しやすいように処理すること。

中央防波堤埋立処分場

東京都区部の東京湾内に位置する埋立地。東京 23 区のごみを埋め立てる最終処分場となっている。現在埋立が可能な処分場は中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場のみとなり、埋立可能年数が残り 50 年とされている。

東京二十三区清掃一部事務組合 (P4 ほか)

23 区が、都区制度改革の一環である清掃事業の移管に際し、平成 12 年 4 月 1 日に、可燃・不燃・粗大ごみの中間処理及びし尿の下水道の投入について共同処理を行うために設立した特別地方公共団体。「清掃一組」とも略される。

登録制

事業系資源を区が回収する場合の制度。事業者が区の資源回収を利用する際には、荒川清掃事務所で事前に登録を行った上で、資源回収時にごみ処理券を貼付し出す必要がある。家庭系資源とは異なり戸別に回収する。

ドギーバッグ（P23）

飲食店で食べ残した料理を持ち帰りするための容器のこと。

な行

ナッジ（P39）

行動科学の知見の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的にとれるように手助けする政策手法のことをいう。

生ごみ処理機（P47 ほか）

食品残さ等の生ごみを減量したり、堆肥化する機器のこと。処理槽内で微生物によって生ごみを分解するものや、電気による温風等で生ごみを乾燥させ、体積を大幅に減量させるもの等がある。

は行

バイオマスプラスチック（P24）

原料として植物等の再生可能な有機資源を使用するプラスチック。

廃食油（P50 ほか）

使用済みの食用油のこと。廃食油をリサイクルすることにより、軽油の替わりとなるバイオディーゼル燃料（BDF）にすることができる。

廃棄物管理責任者

多量排出事業者から発生する事業系一般廃棄物の管理について権限を有する者を選任し、減量化、資源化及び適正処理に関する業務の担当者をいう。荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 52 条では、「事業用大規模建築物（事業用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートル以上の建築物）の所有者は、再利用を促進する等により、事業系一般廃棄物の減量を始め、廃棄物管理責任者を選任し、区長に届け出る義務」が規定されている。

また、「荒川区事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱（対象）第 2 条」では、事業用大規模建築物（事業用途に供する部分の延べ床面積が 1,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満の建築物）の所有者に対し、廃棄物管理責任者を選任するよう規定している。

廃棄物処理法（P5）

正式名称は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律。廃棄物の排出抑制、適正な処理（運搬、処分、再生等）、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定等を規定している。

排出事業者責任（P56）

廃棄物処理法第 3 条に規定される、「事業者が、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」こと。自己処理責任ともいう。

廃プラスチックのモデル回収事業（P24 ほか）

プラスチック資源循環促進法の成立を契機とし、荒川区では令和4年3月から一部自治会等で試行を開始した。これまで燃やすごみとして排出していたプラスチック製品を資源として回収する。

ピックアップ回収（P13 ほか）

区が収集した粗大ごみや不燃ごみの中から資源物を選別し、リサイクルする方法。

フードシェアリング（P43）

食品ロス削減に関する取り組みの1つで、何もしなければ廃棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や、無駄を減らす仕組みのこと。

フードドライブ（P36 ほか）

家庭で余っている食べ物を学校や職場等に持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動のこと。

フードバンク

食品企業の製造工程で発生する規格外品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動または団体のこと。

フードパントリー（P44）

経済的困窮により、食料支援を必要としている方に無償で食品を提供する活動のこと。

プラスチック資源循環戦略（P1 ほか）

資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化等の幅広い課題に対応し、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、令和元（2019）年5月に国が策定した戦略。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（P1 ほか）

（略称：プラスチック資源循環促進法 通称：プラ新法）

プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取り組みを促進するための措置を盛り込んだ法律。令和3（2021）年6月公布、翌年4月施行。

ふれあい指導（P50 ほか）

ごみの排出ルール等が守られない問題のある集積所について、その地域の区民の方と話し合いながら、ごみの適正な排出の推進や集積所の美化等に取り組む適正なごみの出し方の指導のこと。

ま行

マテリアルリサイクル

材料リサイクルともいわれ、製品原料として再利用するリサイクル方法。

持込ごみ（P15）

事業者が自ら又は許可業者に委託し清掃工場等に搬入する事業系のごみのこと。

もったいないレシピ（P34 ほか）

余った食材を捨てずに、有効に使えるレシピ（調理法）のこと。応募したレシピ等は、区報（環境・清掃特集号）等で紹介している。

や行

容器包装リサイクル法

正式名称は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律。容リ法とも略される。家庭から出るごみの約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて、資源の有効活用の確保を図る目的で制定された。

ら行

リチウムイオン電池（P25 ほか）

小型、軽量、繰り返しの充電・放電が可能等といった特徴をもつ電池。モバイルバッテリーや電子タバコ、無線イヤホン等の多くの製品で使用されている。利便性が高い反面、ごみとして不適正な排出がされた場合、収集車や処理施設の火災に繋がる危険性があることが問題となっている。

ローリングストック（P42）

災害時に備えた食品の備蓄方法。普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法のこと。

わ行

ワンウェイプラスチック（P24）

使い捨てプラスチックのこと。使い捨ての用途を前提としたプラスチック製のスプーンやフォーク、ストロー、歯ブラシやヘアブラシ、ハンガー等が挙げられる。

令和5年3月発行

登録（04）0127号

荒川区一般廃棄物処理基本計画
（令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）

編集・発行 荒川区環境清掃部清掃リサイクル推進課

〒116-0001

荒川区町屋5-19-1 清掃リサイクル事務所3階

電話03（3802）3111 内線470



持続可能な開発目標（SDGs）は、貧困や平等、格差、気候変動などのさまざまな問題を根本的に解決することを目指す、世界共通の 17 の目標です。